

昭和村長様

昭和村骨髓移植等の理由による定期予防接種ワクチン再接種費用助成金承認申請書

下記のとおり、骨髓移植等の理由による定期予防接種ワクチン再接種費用助成金の承認申請をいたします。なお、助成対象者であることを確認するため、申請内容について必要により村が保有する個人情報を調査及び確認することに同意します。

記

申請者	住所	〒 昭和村		電話番号	
	フリガナ氏名		男女	被接種者との続柄	
被接種者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる（〒 <span style="float:right">）</span>			
	フリガナ氏名		男女	生年月日	
予防接種の種類及び回数		※接種する予防接種についてご記入ください			
再接種開始予定日		年 月 日			
接種予定医療機関	所在地	〒 <span style="float:right">（電話番号）</span>			
	名称				
医師の理由書（医療機関記入欄）	骨髓移植手術その他の理由により、下記のとおり接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと判断します。また、再接種を開始しても可能な状態と認められますので、理由書を提出します。なお、再接種の必要性及び副反応については、十分説明しています。				
	疾病名				
	特別の理由が生じた日（移植日等）	年 月 日	再接種開始可能と判断された日	年 月 日	
	接種を受けた定期予防接種の予防効果が期待できないと判断する理由				
	今後再接種を要し、接種可能と判断される予防接種の種類	※回数及び使用ワクチン名をご記入ください			
	医療機関名称所在地				
主治医医師名（署名または記名押印）					

※申請者及び主治医の方へ：裏面の注意書きを必ずお読みください

## ～注意事項（必ずお読みください）～

### 申請者の方へ

- ・予防接種の種類及び回数は、当初の接種が定期接種であったもので、再接種を要し、実施可能と判断された種類及び回数を全てご記入ください。
- ・申請後に、新たに再接種が可能と判断された予防接種が生じた場合は、当該予防接種について改めて申請が必要となります。
- ・申請に当たっては、必ず過去の予防接種記録が確認できる書類（母子健康手帳等）の写しを添付してください。過去の接種履歴が確認できない場合は、不承認となる場合があります。
- ・申請していただいた全ての予防接種が、再接種の助成対象とされるものではありません。接種回数及び回数毎に承認の可否を判断します。

※同じ予防接種の種類でも、接種回数によっては不承認となる場合があります。

※接種期間内でも、BCGは4歳未満まで、四種混合は15歳未満まで、ヒブは10歳未満まで、小児肺炎球菌は6歳未満までに限ります。

- ・再接種開始するに当たっては、必ず主治医（骨髄移植手術等実施医師）の判断を受けてください。
- ・助成の承認を受けた予防接種は任意予防接種のため、健康被害を受けた場合は独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済（医薬品副作用被害救済制度）を受けることとなります。予防接種法による救済とは、内容及び給付額が異なりますので、ご了承ください。
- ・承認を受けた後、接種予定を変更し、又は中止するときは昭和村にご連絡ください。
- ・接種費用は、医療機関にお支払いください。

### 主治医の方へ

- ・再接種の必要性及び副反応については、保護者に十分にご説明ください。
- ・今後再接種を要し、接種可能と判断される予防接種の種類については、概ね1年以内に再接種を実施する予定のある予防接種の種類を全てご記入ください。また、回数及び使用ワクチンについても、全てご記入ください。

※承認に当たり、使用するワクチン名を必ずご記入ください。（厚生労働省の承認及び認可を受けているワクチンか、小児用肺炎球菌は13価と23価の判別などが診査に必要となります。）

- ・予防接種の実施に当たっては、可能な限り骨髄移植手術等実施医師又は医療機関で接種していただきますようお願いいたします。やむを得ず、他の医療機関で接種する場合は、保護者への十分な説明、接種予定医師等と情報連携する等の対応をお願いいたします。
- ・予防接種の実施に当たっては、可能な限り、昭和村が助成対象者に配布した予診票を使用してください。なお、貴院で使用している予診票を使用する際は、造血細胞移植学会による「造血細胞移植ガイドライン（予防接種）」による予診票を使用してください。
- ・予防接種の実施後は、可能な限り母子健康手帳（予防接種記録欄）への記載をお願いいたします。
- ・再接種助成の承認の可否の審査において、必要性が生じた場合は、理由書を記入していただいた医師に問合せをさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。